

# 令和9年度 税制改正要望事項

## 第一 総論

### 1. 社会情勢が与える税制改革への影響

令和8年度の税制改正は、物価高への対応や企業の成長支援、税負担の公平性確保を主な柱としている。これらの改正は、個人所得課税、法人税、消費税など多岐にわたる。

その中で印象的だったのは、ガソリンの暫定税率の撤廃(令和7年12月31日)、軽油の暫定税率の撤廃(令和8年3月31日)であったが、イラン戦争によりホルムズ海峡の運行が困難になり供給不安による価格高騰で減税効果が薄れてしまった。

社会情勢により減税効果が得られにくい点もあるが、令和8年度の税制改正要望を踏まえ令和9年度の税制改正要望は、その時の社会情勢にもよるが実感できる税制改正を提言していきたい。

### 2. 令和8年度の税制改正のあらまし

#### (1)個人所得課税の改正

- a. 給与所得者の税負担軽減
- b. 住宅ローン控除の拡充
- c. その他

【NISAの拡充】未成年でも利用できる「こどもNISA」が創設される。0～17歳が対象で、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円。

#### (2)法人税の改正

##### a. 企業の成長促進

【特定生産性向上設備等投資促進税制の創設】大規模な設備投資に対する優遇措置として、即時償却または税額控除が選択できる新たな税制が創設される。

【研究開発税制の拡充】AI・量子・半導体などの「戦略技術領域」における研究開発には高い税額控除率が適用される。一方、海外への委託研究に対する税額控除は段階的に縮小される。

##### b. 賃上げ促進税制の見直し

【大企業への適用廃止】大企業の賃上げ促進税制は、令和8年3月31日までに開始する事業年度をもって廃止される。

【中小企業への影響】中小企業では制度が継続されるが、一部見直しが行われる。

##### c. その他

【中小企業の少額減価償却資産特例の拡充】対象となる減価償却資産の取得価額が30万円未満から40万円未満に引き上げられる。適用期限も3年間延長されるが、年間の限度額は300万円では変更はない。

#### (3)消費税の改正

##### a. インボイス制度の経過措置の見直し

【控除割合の緩和】免税事業者からの仕入れに係る経過措置として、当初、令和8年10月から50%に下がる予定だった控除割合が70%に緩和される。その後、令和10年10月から50%、令和12年10月から30%と段階的に縮小される。

【「2割特例」から「3割特例」への移行】個人事業者向けの新たな特例措置が創設される。

##### b. 国境を越えたEC取引への課税適正化

【少額輸入貨物への免税廃止】1万円以下の少額輸入貨物に適用されていた消費税の免税制度が廃止される。

【プラットフォーム課税の導入】取引額が50億円を超える大規模プラットフォーム事業者に納税義務を転換する「プラットフォーム課税」が令和10年4月から適用予定。

## 第二 基本事項

### 1. 法人の税負担のあり方

#### (1)中小企業に対する課税ベース拡大に反対(外形標準課税)

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

#### (2)中小企業の軽減税率の適用(中小企業優遇税制の確立)

長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。また、軽減税率15%への特例が令和9年3月31日まで延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化するのを要望する。

#### (3)同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金1億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

#### (4)交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、企業規模にかかわらず原則損金算入とすべきである。

#### (5)減価償却制度の改善

a. 益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。また、建物・建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 昨今のインフレ状況を鑑み、全額損金算入可能な金額を取得価額20万円未満(現行10万円未満)とし、3年で償却できる一括償却資産を30万円未満(現行20万円未満)に引き上げることを要望する。

c. 令和8年度税制改正により、中小企業者等の少額減価償却資産の特例が取得価額40万円未満に引き上げられたが、取得価額50万円未満とすること。また、損金算入額の上限(合計300万円)の枠を廃止し、制度を本則化することを強く要望する。

#### (6)役員報酬の取り扱い

a. 役員報酬は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員報酬の損金算入が限定されており、特に報酬等の期中改定には損金算入について厳しい制約が課されている。具体的には、物価高騰などにより業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

#### (7)自然災害等に備えた税制の拡充

中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、特別償却が可能となったが、更にすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

#### (8)寄附金の損金算入限度について

a. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。また、少額な寄附金(3万円以下)は全額損金として認めること。

b. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。また、企業が関わる寄附金は重要な支援であるため、一般寄附金の非課税枠の拡大を強く求める。

#### (9)受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額損金算入とすべきである。

#### (10)中小企業に対する研究開発税制の見直し

税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるように、簡素な制度への見直しを要望する。

#### (11)中小企業の設備投資税制

令和7年度税制改正により中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、新たな設備が追加された。これにより設備等を取得した場合、即時償却又は7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除の適用が可能となったが、対象となる設備は取得価格が40万円以上のものなど「一定規模以上のもの」の要件の撤廃と、適用期限の延長を要望する。

#### (12)オープンイノベーション促進税制の拡充について

オープンイノベーションの促進に係る税制は、重要度の高い税制ではあるものの、より使い勝手の良い税制に改正する必要性があり、利用者の要望に早期に検討・対応されるべきである。

#### (13)欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円以下の中小企業者が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、繰戻し期間の前1年を前3年にわたり認めよう要望する。

## 2. 所得課税のあり方

### (1)課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、「広く、薄く、公平な」税制を実現すべきと考える。また、物価上昇、少子高齢化の進行および経済社会構造の変化を踏まえ、中立的・簡素な税制の実現を目的とするものである。

これにより現行に比べ不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

### (2)金融所得課税の見直し NISA制度時代への対応

新NISA制度の恒久化により、国民の資産形成意識は高まりつつある。一方、上場株式等に係る分離課税(15.315%)は一律税率であり、高額所得者に有利となる側面も指摘されている。今後は、一定水準を超える金融所得への段階的税率の導入と総合課税との選択制の検討をし、損益通算の合理的拡大を図る事が望ましい。ただし、国民の長期・積立・分散投資を後押しする観点から、新NISAの非課税措置は維持し制度の安定性を確保すべきである。

(3)少子化社会に備えた環境整備と税制の再構築

出生数が過去最低水準で推移する中、単年度の給付措置ではなく、将来を見据えた恒久的な支援制度が必要である。

a.一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。また、将来的には少子化に歯止めをかけるために「N分N乗方式」等を含め検討が必要であり、大胆な税制上の施策を強く要望する。

b.令和8年度税制改正により未婚のひとり親にも適用される「ひとり親控除」が創設されたものの、控除額は38万円にとどまり、ひとり親世帯の実態に即した十分な支援とは言えない。ひとり親世帯は、子育てと生計維持を単独で担う構造的な負担を抱えており、とりわけ低所得層では課税負担が生活基盤の不安定化を招いている。このため、ひとり親世帯に対しては、単なる所得控除にとどまらず、所得税の非課税措置の導入等、実質的な可処分所得の向上につながる抜本的な税制支援を講ずるべきである。

(4)高齢化社会に備えた税制(公的年金課税制度の改善)

a.低所得者への配慮と高所得者への適正課税を求める。公的年金受給者に係る課税については、公的年金以外の所得の有無およびその水準を重視し、公的年金以外に所得のない者、または少額にとどまる者については、控除額の拡充や一定水準以下の年金の非課税措置を講ずるなど、生活実態に即した配慮を行うべきである。また、高齢化の進行に伴い、要介護者等において確定申告が困難な場合があることから、申告手続の簡素化等の措置についても引き続き検討すべきである。一方で、多額の収入を得ている年金受給者に対しては応分の負担を求める観点から、公的年金等控除の見直しを行う必要がある。特に高額な公的年金(年額410万円超)を受給する者については、控除額の上限を130万円とするなどの適正化を図るべきである。

b.世代間公平への配慮を要望する。年金制度及び税制の見直しに当たっては、特定の年齢層のみが対象外となることのないように配慮し、既得権者に過度に有利とならない制度設計とすることで、世代間の公平性を確保すべきである。

c.年金制度改革により支給停止制度を止め、年金所得と給与所得を合算して課税所得として取り扱う事を提案する。低所得者対策は全体の所得や保有資産等、置かれている状況を考慮して全体から控除する税制の検討を要望する。

d.支給停止制度ができない間は、停止した分を公的機関への寄付などと同様な控除制度を盛り込む事を要望する。

e.遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の高齢厚生年金の人と不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

(5)住宅関連税制の改善(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例)

住宅取得は税制の適用に左右されるものではなく、個人のライフステージに応じて購入されるものである。現行の住宅ローン控除制度は期限付きの特例措置として運用されており、制度の安定性・予見可能性の観点から課題がある。このため、本制度については恒久化(本則化)を図るとともに、制度全体の再構築を行うべきである。特に控除期間については、住宅ローンの返済実態を踏まえた見直しを行うことを要望する。また、既存住宅のリフォームについては、現行の適用要件を緩和し、住宅ストックの有効活用に資する制度とすることを要望する。

(6)復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の「復興」に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また「復興」とは結びつかない使途が不明確なものを取りやめ、厳格に使用することを要望する。課税期間が25年間と長期にわたる点については検討の余地がある。復興の進展状況を踏まえ、課税期間や負担のあり方について見直しを行うとともに、使途については復興目的に沿ったものに限定し、透明性の確保を徹底することを要望する

(7)雑損失の繰越控除期間の延長

災害により生じた損失については、被災者の生活再建の観点から十分な税制上の配慮が必要である。現行の雑損失の繰越控除期間(3年)については、大規模災害時の実態を踏まえ、7年へ延長することを要望する。

(8)所得控除から税額控除への転換

現行の所得控除制度は、適用税率に応じて控除効果が異なるため、高所得者ほど減税効果が大きくなる構造となっている。所得再分配機能の強化および税負担の公平性の観点から、税額控除の活用拡大を図るとともに、所得控除から税額控除への段階的な見直しについて検討を行うべきである。

(9)事業用不動産の譲渡損失について

確定申告を行う事業者について、業務用不動産に係る譲渡損失があるときは、これを他の各所得の金額から控除(損益通算)できるように要望する。事業者が保有する業務用不動産の譲渡により損失が生じた場合、現行制度では他の所得との損益通算が認められていない。当該不動産が事業の用に供されていた実態がある場合、その損失は事業活動に伴うものとして担税力に反映されるべきである。このため、一定の要件(例:事業用としての継続的使用等)を満たす場合に限り、他の所得との損益通算を可能とする方向で制度の見直しを要望する。

(10)金の売却時におけるみなし取得費の見直し

金地金等の譲渡において取得費が不明な場合、現行制度では売却価額の5%をみなし取得費として控除することとされている。近年の金価格の上昇を踏まえ、当該取扱いでは実態に比して過大な課税が生じる場合がある。このため、みなし取得費の算定方法については、一定期間(例:過去10年間)の市場価格を基礎とするなど、実勢価格をより適切に反映した合理的な算定方法への見直しを検討すべきである。

3. 相続・贈与税のあり方

(1)相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、従前の5,000万円プラス一人当たり1,000万円×法定相続人数の水準までに戻すことを強く要望する。

(2)事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。また、特例措置の「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末までに延長されているが、特例措置の適用期限である10年までに延長すること。さらに、円滑な事業承継は中小企業にとって永続的な課題であることを踏まえ、特例措置の期限後の令和10年1月以降、事業承継税制一般措置について、次のように拡充を求める。

- a.対象株式の拡大
- b.納税猶予割合の拡大
- c.後継者の人数の拡大

(3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

(4)相続時精算課税制度について

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、特別控除2,500万円の対象外となった。この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。ただ、特別控除の非課税枠は引き上げるよう要望する。また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時があるいは採用した時のいずれか評価の低い方を選択適用できるように要望する。

(5)暦年課税における相続前贈与の加算期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的にはあるが、7年に延長された。

今後、我が国の死亡数は増加傾向にあるとの推計が出ており、相続税の申告件数も増加することが予測されている中において、累積期間をいらずに延長することは、相続税の申告事務を複雑化させ適正な申告及び納税に大きな影響を及ぼしかねないため、この制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

(6)住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について

「直系尊属からの住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」が実施されたが、本制度は住宅取得を計画する対象者において貴重な非課税措置であり、制度の恒久化と非課税制度額の増額を要望する。

(7)相続時の株式等評価について

株式の評価は3通りほどあるが、実際に売却する際に含み益がある場合にはその益金に課税される。これは現金の相続と比べ不利な状態である。よって相続評価で売却した場合の手取り額を株式の評価と改めることを要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2)償却資産に関する固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。廃止するまでの間、法人税制と地方税制との乖離をなくすことを要望する。少なくとも、40万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税(地方税)をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとするべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3)固定資産税の見直し

a.法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b.固定資産税の税率を引き下げ、標準税率を1%程度とするとともに、固定資産税の税率を現在は再建築価格を3年に1回算定している、残存償却率も3年ごとにしか変わらない。シンプルに購入価格を基準とし、償却率も毎年見直すことを提案したい。なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直すよう要望する。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。よって、評価方法を収益還元価格等で評価するとともに、税率を軽減することを要する。

d. 新築住宅に係る固定資産税は、新築後の一定期間、家屋の固定資産税が2分の1となる特例が令和8年3月31日まで延長されたが、同制度の恒久適用化を要する。更に昨今問題視されている空き家問題にも対応できるように中古住宅の利用促進のために、一定要件を満たした中古住宅にも適用化を要する。

e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

#### g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要する。

h. 耐震改修促進税制については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、更に利用し易い制度に改善することを要する。

i. 国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。

j. 現在建物の固定資産評価は3年ごとに見直しとなっているが、評価率だけは毎年見直しすることとする。

#### (4) 地方独自課税(外形標準課税)のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。また、赤字企業やベンチャー企業、収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となる。税額算定の基礎に人件費を含めることも含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

#### (5) 地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要する。また、徴税・納税手続きの効率化のため、国税との一本化についても検討することを要する。

#### (6) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震(津波)対策に限定すべきである。更に、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

#### (7) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税(または軽自動車税)と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要する。

#### (8) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要する。

#### (9) 法定外目的税及び超過課税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいえず、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならない。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要する。また、住民税・事業税等で行われている超過課税についても安易な導入を避け、地震対策等への限定を法令に明記することを要する。

#### (10) 電子申告納税制度の利便性の充実

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要する。また国税のe-Taxと地方税のe-LTAXの統合や、法人を識別する番号を法人番号へ一本化するなど、ロードマップを作成し、計画的に電子申告納税制度の拡充が図られることを要する。

#### (11) ふるさと納税制度の運用の改善

ふるさと納税制度による寄附先を、個人が成人するまでに生誕し居住した都道府県及び市町村に限定するか、その場合に有利となるようふるさと納税制度の運用の改善を要する。

#### (12) 自動車関係諸税

自動車の環境性能の向上と、今後のEV化の進展に向け自動車税制全般を簡素化・負担軽減化の観点から見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築を図り、新たなモビリティ社会に向けた税体系とするよう要する。

## 5. 消費税制のあり方

### (1) 消費税について

消費税率10%の引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担などの問題も多く、税制簡素化の観点からも廃止を望む。軽減税率廃止で見込まれる税収増については、社会保障負担費の軽減財源とする。

### (2) インボイス制度の導入について

インボイス方式への切り替えが実施されてきたが、企業にとっては、インボイス導入により区分経理処理など事務的な負担、また新たな事務機器等の導入、システム変更などによる金銭面での負担が増加している。

そのため軽減税率を廃止し、それに伴いインボイス制度も廃止を要望し、税制の簡素化を図るべきである。そもそも消費税は、利益に課税される法人税とは異なり、売り上げがあれば利益に関係なく納税する義務が発生する税であり、事業者が必ずしも消費税を納税しても申し分ない価格で販売できているとは限らない。そこで利益が大きくないフリーランス、個人事業主保護の観点から、インボイス制度導入前までであった課税売上高1,000万円以下の事業者の消費税納税義務の免除の復活を要望する。ただし、課税事業者との公平性の観点から、免税事業者の法人税、所得税の税率等一定程度の負担は求めるものとする。

### (3) 住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

### (4) 消費税の滞納防止について

消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることが強く要望する。

### (5) 簡易課税制度のみなし仕入率について

簡易課税制度は中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っており益税が発生している。公平性の観点から、仕入率を実際の課税仕入率の水準に近づけるよう要望する。

## 6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。印紙税の廃止の提案は、経済のデジタル化や国際的な競争力強化の観点から、税制をシンプルで公平なものにする必要があるという理由が含まれている。印紙税を廃止することで、企業の事務負担を軽減し、税制の透明性や公平性が向上する。また、デジタル取引の拡大が進む中で、税制もそれに対応した形に変化することが求められる。とくに、文書課税は即刻廃止することを要望する。

## 7. 環境税のあり方

令和6年度から森林整備や森林保護の財源として導入された森林環境税だが、既に独自に導入している多くの自治体にとっては、地方税にも同じく森林保全に関する独自課税があり、二重課税にならないよう要望する。また、森林環境譲与税は、譲与基準の一部見直しが行われたが、整合性と使いみちや目的についてはまだまだ満足のいくものではない。更なる見直しを強く要望する。

## 8. マイナンバー制度の運用

カードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

(1) カードを利用した場合の利便性及びメリットを拡充し、広く周知すること。  
(2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。

(3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。

### スマートフォン認証の安定性とUI(利用者)とシステムの改善

(1) 一部の機種やカバーの厚みによって、マイナンバーカードの読み取りエラーが発生し不安定になることがある。通信環境やデバイスに依存しない、より堅牢な認証システムの構築を求める。

(2) パスワード入力回数の緩和または代替手段: 署名用電子証明書(英数字6~16桁)の入力ミスによるロック解除には役所へ行く必要がある。これをオンラインのみで完結させる、あるいは生体認証で代替できる範囲を広げる検討を求める。

## e-Taxとマイナポータル連携強化

(1)自動入力(年調・確定申告ユニット)の対象拡大:現在、生命保険料や地震保険料、ふるさと納税などは自動連携が進んでいるが、まだ対応していない民間保険や、一部の医療機関の領収書データなどの完全網羅を要望する。

### 法定調書のデジタル化促進

(1)支払調書の電子交付義務化:報酬を受け取るフリーランスや副業者が、支払元から紙で送られてくる「支払調書」を待たずに済むよう、支払元がマイナポータルに直接データを送る仕組みのスタンダード化を要望する。

### 代理人申請・家族合算の簡素化

(1)家族分の医療費控除の一括集計:現在も家族の同意があれば可能だが、設定手順が複雑という声がある。高齢の家族の代理申請など、ミスの少ない「世帯合算機能」のUI改善を要望する。

### 通知・ステータス管理のリアルタイム化

(1)還付金振込時期の正確な可視化:「処理中」というステータスだけでなく、振込予定日をより具体的に、プッシュ通知などで知らせる機能向上を求める。

## 9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図るような関連法令を早期に改定するよう強く要望する。

会計ソフトでデジタル化しても、最後の「税務調整」が複雑すぎて手作業や税理士による高度な判断が介在し、完全な自動化(DX)を阻害している。会計上の利益=税務上の所得に極力近づけるため、「収益認識(売上のタイミング)」と「費用認識(経費のタイミング)」のルールを、企業会計基準に完全準拠させることを要望する。

## 第三 個別事項

### 1. 法人税

(1)交際費について、次を要望する。

a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係る金額(1件3万円程度)は交際費の課税対象から除外すること。

b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

(2)引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給付引当金及び賞与引当金について、損金算入の復活を要望する。

(3)資金的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

a. 昨今のインフレ状況を鑑み、資金的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格20%(現行10%)相当額に引き上げるとともに、限度額を120万円(現行60万円)に引き上げ、損金処理を認めること。

b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資金的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。

c. 災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨いだ場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(4)減価償却関連事項として次を要望する。

a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。

b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。

c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5)貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(7)リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(8)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げる。

(9)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(10)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(11)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(12)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当金計上した期の損金として認めること。

(13)適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(14)繰延消費税の全額即時償却

控除対象外消費税のうち一つの資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。

(15)賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、従業員の賃金等の総支給額が前年度よりも増加している事が適用要件ではあるが、従業員が減少した場合など一人当たりの賃金等の総額が増加している場合にも適用出来るように見直しを要望する。

また、中小企業は、大企業に比べて賃上げが遅れているため、令和9年4月1日以降も継続するよう要望する。

(16)会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(17)法人税が一度課されている内部留保(利益剰余金)に対しては、課税されないことを要望する。

## 2. 所得税

(1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する。

a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。令和8年度改正により基礎控除額が引き上げられたが、生活保護基準等との比較においてなお低水準であることから、更なる引き上げを要望する。

b. 少子化対策の観点から、第2子以降の年少扶養控除の再導入について検討を要望する。

c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円(現行10万円)とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制との選択適用の見直し等も含め、より利用しやすい制度とすることを要望する。

d. 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。

e. 結婚・出産への支援

結婚・出産に伴う初期費用負担の軽減を図るため、税額控除等による支援制度の創設を要望する。

f. 要介護認定者についても一定の要件のもとで障害者控除の対象とする仕組みの簡素化を要望する。

g. 所得税法においては給与所得者に対し特定支出の控除の特例(所得税法第57条の2)が認められているが、その範囲は「職務に直接必要な技術や知識、資格の取得費用」として給与支払者の認めたものに限定されている。転職を前提とした教育・キャリア形成に資する教育の支出に対応するものが無いため、同支出についても給与所得者の特定支出の控除の特例に加えることを要望する。

(2)給与所得者の申告について次を要望する。

a. 令和4年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に加え、「総資産10億円以上」に該当する者も財産債務調査を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。

b. 主たる給与以外の確定申告不要の所得限度額を現行の20万円以下から40万円以下に引き上げること。

(3)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6ヵ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4)源泉所得税に関する事項として次を要望する。

a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

b. 所得税法204条1項2号に掲げる報酬又は料金については、小規模事業者の場合、納税事務負担の軽減目的で、所得税法216条により納期の特例の適用対象とされている。所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項2号の報酬または料金と発生頻度や金額等の多寡等が類似していると考えられるため、同様に納期の特例の対象とすること。

(5)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。更に、低未利用土地の譲渡に限定することなく100万円の特別控除を復活すること。

b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。

c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。

d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。

e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

f. 個人事業所得等の損失の補填を目的として生じた経営者個人の土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めるよう要望する。

g. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税(みなしを含む)を行わないこと。

h. 低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が令和7年12月31日までとなるため期限の延長を要望する。また、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられたが、更に1,500万円以下まで引き上げを要望する。

#### (6) 譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰越控除の期間を法人の欠損金繰越控除期間相当に延長することを要望する。また、土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の繰越控除も認めることを要望する。

(7) 不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%(復興特別税0.42%)となっているが、上場会社と同じ国税15%(復興特別税0.315%)、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9) 通勤手当の非課税限度額が交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。交通機関を利用した通勤が困難で自動車の利用が合理的な地域もあるため、通勤距離による限度額だけでなく交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。

(10) 貯蓄から投資への流れを促進するため、上場株式等に係る譲渡損失について、現行3年間の繰越控除が認められているが、これを5年間に延長すること。

(11) 災害により生じた純損失の繰戻し還付を白色申告者にも認めること。

(12) 使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。

b. 深夜勤務に対する食事代負担額の非課税基準を1,000円に引き上げること。

(13) 年の途中で死亡した人の場合は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に生前所得の申告と納税をしなければならないが、相続人が被相続人と同居していない場合(遠隔地に居住していればなおさら)、短期間に相続財産や被相続人の生前所得等を把握することは困難なことが多く、相続財産を確定させる段階で被相続人の生前所得が明らかになることも多い。したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限まで延長することを要望する。

(14) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例(譲渡所得に対応する相続税額の加算)の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

### 3. 相続税・贈与税

(1) 婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。

(2) 居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3) 相続財産確定のために支出した費用(遺言執行費用、弁護士、税理士費用等を相続財産から控除できるようにすること。

(4) 法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、年60万円に引き上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円まで引き上げること。

(5) 法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。

b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。

c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。

d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(7) 相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(8) 贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できるとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(9) 夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(10) 納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すること。

(11) 相続により取得した上場株式および不動産の売却時の取得価格については、相続により取得した時の価格をベースとするべきである。

### 4. 地方税

(1) 法人・個人住民税について次を要望する。

a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。

b. 法人住民税の均等割の資本区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。

c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

d. 非上場株式の少額配当は、所得税では申告不要制度を選択できるが、個人住民税では申告を要する。所得税と個人住民税における差異を解消し、個人住民税においても申告不要制度を選択できるよう措置を講ずること。

e. 個人住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、賦課期日前に出国した個人において出国前に不動産や株式等の譲渡所得が生じた場合、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。当該不公平を解消するような措置を講ずること。

f. 一箇所からのみ給与を得ている所得者でその給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税においては申告不要とされていることと同様に住民税も申告不要とするべきである。

(2) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮帳簿をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

(3) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(4) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(5) 法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。なお、当該措置を講ずるまでは、12月決算法人の申告期限を2月まで延長すること。

(6) 地方税においては欠損金の繰戻し制度がないことから、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度を創設すること。

(7) 入湯税・宿泊税については、使用を目的以外に使わないこと。また、税額を安易に上げないこと。

(8) 空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正等、空き家対策が進められているが、住宅用地特例が受けられなくなっている空き家の撤去や整地を行った際に、撤去・整地を行った年の前年に遡って前年・当年の2年間住宅用地特例を適用できるものとして、既納付分の差額の還付申請を可能とする等、税制面でも空き家の撤去がしやすい環境を整備すること。

(9) 企業版ふるさと納税は限定的な特例措置となっているが、地域の活性化のため、対象となる地域再生計画の範囲を拡充した上で恒久化することを要望する。

### 5. 消費税

(1) ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

(2) 簡易課税の選択については、現行の期限(課税期間の開始日の前日)までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

(3) 年税額ごとに決められている消費税の納付回数の細分化を選択できるように要望する。

### 6. 印紙税等

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

(1) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。

(2) 消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律200円にすること。

(3) 継続的な取引の基本となる契約書(第7号文書)に関しては、非課税(現行4,000円)とすること。

(4) 法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

(5) 「不動産の譲渡に関する契約書」および、「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置を、恒久的な措置とするよう要望する。

(6) 請負に関する契約書(第2号文書)のうち軽減税率の対象となる請負契約に、建設工事に該当しない建物の設計、機械の保守、船舶の建造または家具・機械等の製作等のみを定める請負契約書についても対象とすること。